

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅶ-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	<p>戦傷病者、戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと(施策目標Ⅶ-3-1) 基本目標Ⅶ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉のサービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標3: 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと</p>	担当 部局名	社会・援護局援護・業務課 社会・援護局援護企画課 社会・援護局事業課 社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	作成責任者名	援護・業務課長 添田 徹郎 援護企画課長 石塚 哲朗 事業課長 浅見 高嗣 援護企画課中国残留邦人等支援室長 宇口 良子
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、以下を柱に実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に基づき、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族への援護年金及び弔慰金の支給を始め、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づき、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し療養の給付等の援護を行い、また、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、戦傷病者、戦没者の身近な親族に対し、国として特別の慰藉又は弔慰を表すために特別弔慰金等の支給を行っている。 平成11年3月に開設された昭和館において、戦没者遺児をはじめとする戦没者遺族が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴史的情報を収集し、保存することにより、次世代にその労苦を知る機会を提供している。また、平成18年3月に開設されたしょうけい館において、戦傷病者が戦地で体験した労苦並びに戦傷病者及びその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代に伝えている。 戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、慰霊巡拝、及び慰霊友好親善事業、並びに慰霊碑の適切な維持管理等を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号) 中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立援護を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 終戦後に旧陸海軍等から引き継いだ人事関係等資料を適切に整備保管するとともに、これらを活用して履歴証明の発行、恩給請求書類の総務省への進達、抑留者調査と関係遺族へのお知らせを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号) 恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号) 捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定(平成3年外務省告示第311号) 				
<p>施策を取り巻く現状</p>	<ol style="list-style-type: none"> 戦傷病者、戦没者遺族等への援護 <ul style="list-style-type: none"> 軍人軍属等のうち公務傷病等により障害の状態となった者や、死亡した軍人軍属等の遺族に対して、国家補償の精神に基づき援護を行っている。 受給者等の高齢化が進んでいる(援護年金受給者: 約22千人、平均年齢92.3歳(令和4年度末現在))。 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している。特別弔慰金等の裁定は都道府県に委託しており、国としては、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進している。 第11回特別弔慰金の請求期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までであり、令和5年1月末現在の居住地都道府県における受付件数は約75万件、国債発行請求件数は約73万件。 次世代への継承 <ul style="list-style-type: none"> 「昭和館」では、戦中・戦後の国民生活上の労苦を伝える役割、「しょうけい館」では戦傷病者とその家族の労苦を伝える役割を果たしている。 戦後77年が経過し、当時を知る関係者も高齢化していることから、次世代への労苦継承は喫緊の課題となっている。 戦没者の遺骨収集事業、慰霊巡拝等の推進 <ul style="list-style-type: none"> 先の大戦における海外戦没者(沖縄及び硫黄島を含む。)は約240万人。 未収骨遺骨約112万柱のうち、約30万柱が沈没した艦船の遺骨で、約23万柱が相手国・地域の事情により収容困難な状況にある。これらを除く約59万柱の御遺骨を中心に、現地調査や遺骨収集を推進。 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号)において、戦没者の遺骨収集が国の責務と位置づけられ、平成28年度から令和11年度までの間を遺骨収集の推進に関する施策の「集中実施期間」とすることとされた。 収容した戦没者の遺骨のDNA鑑定や遺留品調査等を実施し、身元が特定された場合は遺族へ伝達し、身元が特定できず遺族に引き渡すことのできない遺骨は千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨。 遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施。また、慰霊碑について、経年劣化等により補修が必要となった場合は補修工事を実施するなど、維持管理等を実施。 中国残留邦人等への支援 <ul style="list-style-type: none"> 永住帰国した中国残留邦人等の自立を支援するため、地域の実情に応じて、医療機関で受診する場合に通訳を行う自立支援通訳や日常生活の諸問題に関する相談等に応じ必要な援助を行う自立指導員の派遣、日本語の習得や維持のほか、地域での孤立防止を目的とした高齢者向けの「日本語交流サロン」等を実施。 中国残留邦人等の平均年齢は後期高齢者に達し、高齢化に伴い医療や介護サービスの利用が増加しているが、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用等に不安のある中国残留邦人等が増加しているため、当該高齢化への対応として全国7か所に設置している中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置し、「語りかけボランティア」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を実施。「語りかけボランティア」は、介護事業所等において、介護サービス利用中の中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけ支援を実施。 旧陸海軍関係の恩給進達等の事務 <ul style="list-style-type: none"> 旧陸海軍軍人・軍属の軍歴は、恩給及び各種共済組合の退職年金への通算対象となるほか、叙勲等の際に軍歴が必要とされる。 旧陸海軍の人事記録を引き継いだ厚生労働省及び各都道府県は、これら関係者からの請求に応じ、軍歴証明書を発行し、交付している。 軍人・軍属及びその遺族からの恩給請求について、請求者の退職当時の本籍地を管轄する都道府県から恩給請求書類の送付を受け、必要な審査を行った後、裁定庁である総務省に進達している。 ロシア政府等より提供された名簿等と日本側資料との照合調査を行い、死亡者を特定した場合は、都道府県の協力を得て遺族調査を実施し、提供された名簿等の記載内容を遺族にお知らせしている。 旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、上記の速やかな対応が求められている。 				

施策実現のための課題	1	援護の対象者の高齢化が進む一方、依然として多くの方が援護を受けており、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法等に基づく事務(都道府県へ委託する分を含む)を迅速かつ適切に処理することが課題である。
	2	戦後75年余が経過し、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ伝えていくことが課題である。
	3	戦後75年以上が経過してもなお、いまだ多くの戦没者の遺骨が収集されていないことが課題である。 また、戦没者遺族から戦没者の慰霊追悼の施策の実施を求められている。
	4	中国残留邦人等には言葉の問題を抱えている方が多い中で、現在高齢化が進んでいる状況にあり、日常生活上の手助けの必要性が増しており、地域における支援の充実が課題である。
	5	援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明や恩給請求書の内容確認が求められており、また、整備保管する旧陸海軍人事関係等資料は、抑留中死亡者に関する情報が不足する中、ロシア連邦政府等からの資料入手を迅速かつ適切に行うことが課題である。

達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
目標1 (課題1)	援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行うとともに、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進すること。	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑み、請求から支給に至る事務を早期に処理し、少しでも早く給付を受けていただくことが重要であるため。
目標2 (課題2)	戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る。	戦後75年余が経過し、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代に継承することの重要性が高まっているため。
目標3 (課題3)	戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること。	遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、戦没者の慰霊追悼を行うため、慰霊巡拝等を着実に実施し、戦没者遺族の慰藉を図ることが重要であるため。
目標4 (課題4)	言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること。	高齢化する中国残留邦人等の支援のためには、地域におけるきめ細かな支援が重要であるため。
目標5 (課題5)	遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の入手及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと。	一定の事務処理期間を設定することで、迅速な履歴証明の発行と、恩給進達を担保することができるため。 ロシア連邦政府等からの資料の取得及びその資料を迅速に照合することが、早期の死亡者特定と関係遺族への通知に繋がるため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
① 援護年金及び弔慰金について、請求の受付後6か月以内に裁定を行った件数の割合(アウトプット)	87%	平成30年度から令和4年度	88%	毎年度	93%以上	93%以上	93%以上	91%以上	88%以上	・ 受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、援護年金等の裁定を迅速に行うことが重要である。事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な裁定を担保する。(援護年金受給者:約2.2千人、平均年齢92.3歳(令和4年度末現在)) (出典):業務上取得した計数による。	・ 目標値については、過去5年間(平成30年度から令和4年度)の平均した処理状況が87%であることから、この水準以上を設定する。 (参考1)平成29年度実績93.7%、平成30年度実績96.5% (参考2)令和4年度実績値81.5%は分母:受付件数(54件)、分子:受付件数のうち6か月以内処理件数(44件)から算出したもの。
(参考指標)					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
2	第11回特別弔慰金について、請求受付件数の累計(単位:千件)				-	684	834	936		・第11回特別弔慰金は、請求受付期間を令和2年4月1日から令和5年3月31日までとしており、請求者は期間内の任意の年度に請求を行うものである。そのため、年度ごとに請求受付件数及び裁定県処理済み件数に大きく偏りがあるが、これらを把握することは、特別弔慰金の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進するために重要な指標である。	
3	第11回特別弔慰金について、裁定県処理済み件数の累計(単位:千件)				-	438	810	919			

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行事務(昭和27年度)	52億円	44億円	37億円	1	以下の事務を行い、目標の達成に寄与する。 ・援護年金及び弔慰金の審査、裁定及び支給 ・裁定に係る調査事務等(都道府県に事務委託) ・援護年金の支給に係る決定等を議決し、厚生労働大臣の処分に対する異議申立に関し意見を述べる援護審査会の運営 ・遺族年金等受給者に係る支給の管理 ・援護システムの運用・管理	2023-厚労-22-0725
		50億円	42億円				
(2)	戦傷病者特別援護法等に基づく戦傷病者等に対する療養の給付等の援護事業(昭和28年度)	0.5億円	0.4億円	0.4億円	-	戦傷病者の公務上の傷病に関し、療養の給付、補装具の支給等の援護を行うこと及び未帰還者留守家族等に対し、留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料の支給等の援護を行い、目標の達成に寄与する。	2023-厚労-22-0727
		0.3億円	0.4億円				
(3)	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給事務(昭和38年度)	10.8億円	8.1億円	7.4億円	-	以下の事務を行い、目標の達成に寄与する。 ・特別弔慰金等の審査、裁定(都道府県に委託) ・裁定後、都道府県からの裁定報告に基づき、国庫債券の発行を財務省に請求 ・援護システムの運用・管理	2023-厚労-22-0726
		10.3億円	7.8億円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
4 昭和館の累計入館者数(アウトカム)	4,717,392人	平成27年度	7,852,378人以上	令和7年度	前年度(417,355人)以上	前年度(346,060人)以上	前年度(71,114人)以上	前年度(82,463人)以上	前年度(143,415人)以上	・より多くの方が昭和館に来館することが、戦没者遺族が体験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定する。 (出典):業務上取得した計数による。	・目標値については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて来館者数が感染拡大前と比較して減少しており、一定の来館者数を保つことが課題となっている。 ・感染状況を踏まえた具体的な数値の設定が困難であるが、中期的には戦後61年から70年の10年間(平成18年度～平成27年度)の来館者数の水準(平成18年度～平成27年度の実績:約313万人)を目指し、令和7年度に累計入館者数約785万人を目標値とする。
					346,060人	71,114人	82,463人	143,415人			
5 しょうけい館の累計入館者数(アウトカム)	1,220,132人	平成27年度	2,440,264人以上	令和7年度	前年度(134,851人)以上	前年度(124,300人)以上	前年度(16,982人)以上	前年度(15,745人)以上	前年度(18,158人)以上	・より多くの方がしょうけい館に来館することが、戦傷病者とその家族が戦中・戦後に体験した労苦を次世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定する。 (出典):業務上取得した計数による。	・目標値については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて来館者数が大幅な減少傾向にあり、一定の来館者数を保つことが課題となっている。 ・感染状況を踏まえた具体的な数値の設定が困難であるが、中期的には戦後61年から70年の10年間(平成18年度～平成27年度)の来館者数の水準(約122万人)を目指し、令和7年度に累計入館者数約244万人を目標値とする。
					124,300人	16,982人	15,745人	18,158人			

達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(4)	戦傷病者福祉事業(昭和47年度)	1.9億円	3.2億円	5.7億円	5	戦傷病者やその家族が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、次世代にその労苦を伝えることを目的とする「しょうけい館」を運営する。 資料・情報の収集や企画展の実施を通し、来館を促進し、より多くの人々に戦中・戦後の労苦を知る機会を提供することにより、戦傷病者等の援護に寄与する。	2023-厚労-22-0730
		1.9億円	3.2億円				
(5)	昭和館運営等事業 (①平成11年度、②平成14年度)	5.4億円	5.2億円	6.1億円	4	①昭和館に係る経費 主に戦争に関する歴史的事実のうち、戦没者遺児をはじめとする戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び情報を収集、保存、展示することにより、次世代に戦中・戦後の国民生活上の労苦を知る機会を提供する。 資料・情報の収集や企画展の実施を通し、来館を促進し、より多くの人々に戦中・戦後の国民生活上の労苦を知る機会を提供する。 ②遺族及留守家族等援護活動費補助金 対馬丸記念館という地域住民の交流の場において、高齢化した戦没者遺族等を含めた地域住民に対するメンタルヘルズ相談、生活相談、その他生活上の各種相談及び遺族の肉体的・精神的な事例調査研究を行う。また、地域に密着した各種相談講習会を行う。 これらにより、戦没者遺族等の援護につながるものである。	2023-厚労-22-0728 2023-厚労-22-0729
		5.1億円	5.1億円				

達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
6	慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合(アウトカム)	-	-	3年間の平均値以上	毎年度	平成28年度から平成30年度までの平均値(87%)以上	平成29年度から令和元年度までの平均値(87%)以上	平成30年度から令和2年度までの平均値(87%)以上	令和元年度から令和3年度までの平均値(87%)以上	令和2年度から令和4年度までの平均値(87%)以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 慰霊巡拝事業は、遺骨収集事業を補完し、戦没者遺族の慰藉を目的として、旧主要戦域等で戦没者を慰霊する事業である。 ・ したがって、その事業目的に鑑み、戦没者遺族から満足度を調査し、より有意義なものとするため、当該数値を測定する。 (出典):業務上取得した計数による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 慰霊巡拝事業で、より多くの戦没者遺族が慰藉されるよう努めることになっていることから、慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答えた者の割合が過去3年間の平均以上となるよう目標値を定めている。 (参考1)平成30年度実績:88% (参考2)令和4年度実績値88%は分母:慰霊巡拝参加遺族の人数(132人)、分子:慰霊巡拝参加遺族へのアンケートで慰霊巡拝全体の感想を「満足」と回答した人数(117人)から算出したもの。
						88%	84%	89%	88.0%			
7	戦没者の遺骨が残されている諸地域に職員等を派遣した回数(アウトプット)	-	-	3年間の平均派遣回数以上	毎年度	-	-	-	-	平成29年度から令和元年度までの平均派遣回数(85回)以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今次の大戦による戦没者の遺骨は、戦後75年を経過した現在でも多くの多くが海外諸地域等に残されており、より多くの派遣を実施し着実に収容・送還することが遺骨収集事業の推進につながることから、当該数値を測定する。 ・ 遺骨収集事業では、同一地域において複数回遺骨収容を実施する可能性があることを考慮し、事業の進捗状況をより適切に測るため、令和5年度より、新たな測定指標を設定することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺骨収集事業は、埋葬地に関する情報等に基づき、相手国政府の許可を得た上で実施するものであり、寄せられた情報量や相手国の事情によって地域別の収容数が左右されるため、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施する指標として、3年間の平均派遣回数以上を目標とする。 ・ なお、令和5年度の年度ごとの目標値については、国内外の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度から令和4年度の直近3年間の派遣回数とすると低く設定されてしまうことから、平成29年度から令和元年度までの平均派遣回数を設定することとした。 (参考)平成29年度実績:94回 平成30年度実績:85回 令和元年度実績:76回
						76回	24回	31回	64回			
達成手段3(開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額									
(6)	遺骨伝達等事業(昭和26年度)	5.9億円 3.9億円	7.0億円 5.1億円	7.1億円	-	収容した戦没者の遺骨のDNA鑑定や遺留品調査等を実施し、身元が特定された場合は遺族へ伝達し、身元が特定できず遺族に引き渡すことのできない遺骨は千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨することにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。					2023-厚労-22-0733	
(7)	遺骨収集関連事業(昭和27年度)	26.0億円 20.5億円	26.6億円 22.3億円	26.6億円	7	戦没者の遺骨収集事業は、昭和27年度から南方地域で開始され、平成3年度からは旧ソ連地域での抑留中死亡者についても遺骨収容が可能となった。これまでに約34万柱の遺骨が収容され、陸海軍部隊や一般邦人の引揚者が持ち帰ったものを含めると、海外戦没者約240万人のうちの約半数(約128万柱)が送還されている。引き続き、海外公文書館の資料調査や現地調査等によって得られた情報に基づき、着実に迅速に遺骨収容を実施する。また、相手国の事情により遺骨収容ができない国には、外務省と連携し遺骨収容の実現に向けて努力しているところである。これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。					2023-厚労-22-0732	
(8)	戦没者追悼式挙行等事業(①昭和38年度、②昭和39年度)	2.0億円 0.7億円	1.2億円 1.0億円	2.0億円	-	以下を実施することで、戦没者遺族の慰藉につながるものである。 ①全国戦没者追悼式 昭和38年から毎年8月15日に国家行事による戦没者の追悼行事として日本武道館で、天皇后両陛下御臨席のもとに実施している。式典は宗教的儀式を伴わないものとされ全国から遺族代表を国費で参列させることとしている。 ②千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式 海外戦没者遺骨収集等により新たに持ち帰られた遺骨で遺族に引き渡すことのできない遺骨の納骨を行うとともに、併せて墓苑に納められている遺骨に対し拝礼を行うため、厚生労働省主催により昭和40年以降毎年春に皇族の御臨席をいただき実施している。					2023-厚労-22-0731	
(9)	慰霊碑の維持管理等事業(昭和45年度)	0.5億円 0.2億円	0.6億円 0.3億円	0.7億円	-	硫黄島及び海外14か所に建立した戦没者慰霊碑について、民間団体等や建立地の相手国関係機関等に慰霊碑の維持管理等を委託するとともに、経年劣化等により補修の必要となった場合は補修工事を行う。また、旧ソ連地域に抑留中死亡者の小規模慰霊碑を建立する。これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。					2023-厚労-22-0736	
(10)	慰霊巡拝事業(昭和51年度)	0.9億円 0.2億円	0.9億円 0.3億円	1.0億円	6	先の大戦で旧主要戦域となった地域で、政府職員が戦没者遺族とともに戦没者の戦没地点付近や国が建立した海外戦没者慰霊碑を訪れて、現地追悼式などを行い戦没者の慰霊を行う(一部補助事業 補助率1/3)。これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。					2023-厚労-22-0734	
(11)	慰霊友好親善事業(平成3年度)	2.6億円 0.3億円	2.6億円 1.1億円	2.6億円	-	先の大戦による戦没者の遺児が、旧主要戦域を巡拝し、戦没者の慰霊追悼を行うとともに、旧主要戦域の関係者との友好親善のための記念事業(教育施設への学用品等の寄贈、公共施設等の清掃、現地戦争犠牲者との交流会、記念植樹)を行う(定額補助)。戦没者遺児が旧主要戦域の人々と戦争犠牲者という共通の立場で友好親善を図りつつ、相互理解を深めることは、戦没者遺児の慰藉に寄与するものである。					2023-厚労-22-0735	
(12)	民間建立慰霊碑管理促進事業(平成15年度)	0.2億円 0.1億円	0.2億円 0.1億円	0.2億円	-	民間団体等が国内海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理状況が不良である慰霊碑について、移設・埋設等の対応を行う。(一部補助事業 補助率1/2 50万円上限)これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。					2023-厚労-22-0737	

達成目標4について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
		基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
8	中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数(件)(アウトプット)	-	-	前年度実績に支援給付受給世帯数の増減率を乗じた件数以上	毎年度	前年度の97%(21,520件)以上	前年度の97%(20,464件)以上	前年度の96%(17,563件)以上	前年度の96%(20,023件)以上	前年度の世帯数を踏まえて設定予定	・中国残留邦人等地域生活支援事業とは、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として行っている事業である。 ・高齢化する中国残留邦人等の多くは言葉の問題を抱えており、そうした方々の自立の支援につなげるため、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数を測定指標とする。 (出典)中国残留邦人等地域生活支援事業事業報告	年々、支援給付を受給する中国残留邦人等が減少していることを踏まえ、目標値は目標値を前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 目標値における「支援給付受給世帯数の増減率」は、前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数×100%である。 (参考)平成30年度実績:22,158件
9	中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立指導員派遣事業での指導員派遣実績数(件)(アウトプット)	-	-	前年度実績に支援給付受給世帯数の増減率を乗じた件数以上	毎年度	前年度の97%(1,526件)以上	前年度の97%(1,254件)以上	前年度の96%(1,036件)以上	前年度の96%(1,103件)以上	前年度の世帯数を踏まえて設定予定	・中国残留邦人等は、長期にわたり海外で生活していたために、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している。 ・このため、日常生活の諸問題に関する相談に応じることが重要であり、中国残留邦人等の自立支援を行うため、自立指導員の指導員派遣実績を測定指標とする。 (出典)中国残留邦人等地域生活支援事業事業報告	年々、支援給付を受給する中国残留邦人等が減少していることを踏まえ、目標値は前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 目標値における「支援給付受給世帯数の増減率」は、前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数×100%である。 (参考)平成30年度実績:1,573件
達成手段4(開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(13)	中国残留邦人等身元調査事業(昭和48年度)	28百万円 14百万円	25百万円 11百万円	25百万円	-	中国現地で日中両国政府による共同調査を行い、日本人孤児と確認された方については、報道機関の協力を得て日本で孤児の情報を公開し、肉親情報のある方については肉親と思われる方との対面調査を実施し、早期の帰国促進を図る。					2023-厚労-22-0738	
(14)	中国残留邦人等に対する帰国受入支援事業(昭和48年度)	113百万円 93百万円	111百万円 81百万円	112百万円	-	日本へ永住帰国を希望する中国残留邦人等に対して永住帰国旅費や自立支度金を支給するほか、永住帰国を望まない方が墓参や親族訪問等を希望する場合は一時帰国旅費を支給する。					2023-厚労-22-0739	
(15)	中国残留邦人等に対する定着自立支援事業(昭和63年度)	430百万円 425百万円	428百万円 424百万円	416百万円	9	永住帰国直後の首都圏中国帰国者支援・交流センターでの入所研修に加え、全国7ブロックの中国帰国者支援・交流センターで社会的な自立を促すための交流事業や日本語学習等の定着自立支援を行っている。					2023-厚労-22-0740	
(16)	保険料追納一時金事業(平成19年度)	76百万円 34百万円	65百万円 60百万円	65百万円	-	特定中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けることを可能とするため、帰国前の期間を含めた国民年金の被保険者期間に対応する保険料相当額を「一時金」として支給する。					2023-厚労-22-0741	
(17)	中国残留邦人等に対する支援給付事業(平成20年度)	431百万円 411百万円	423百万円 400百万円	416百万円	8	中国残留邦人等の老後の生活の安定を図るため、中国語等が解せる支援・相談員の窓口への配置等を実施している。(支援給付金本体は、「中国残留邦人生活支援給付金」事業において、予算計上。)					2023-厚労-22-0742	
達成目標5について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
		基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
10	履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内処理した割合(アウトカム)	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	・ 援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (参考1)平成29年度実績:100%、平成30年度実績:100% (参考2)令和4年度実績値100%は分母:令和4年度の受付件数(2,679件)、分子:受付後3ヶ月以内に処理した件数(2,679件)から算出したもの。 (出典):業務上取得した計数による。	

11	恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合 (アウトカム)	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな恩給請求書の内容確認を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (出典):業務上取得した計数による。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、裁定庁である総務省への進達を迅速に行うことが重要である。 ・ 事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な事務処理が担保できると考える。 (参考1) 平成29年度実績:100%、平成30年度実績:98% (参考2) 令和4年度実績値100%は分母:令和4年度に総務省に進達した件数(13件)、分子:令和4年度に総務省に進達した件数のうち恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した件数(13件)から算出したもの。
						98%	100%	100%	100%			
12	ロシア連邦政府等から提供された抑留者に関する資料のうち、前年度中に翻訳・解析した者について、日本側資料との突合調査が終了した割合 (アウトカム)	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抑留中死亡者に関する情報が不足する中、ロシア連邦政府等からの資料入手を迅速かつ適切に行うという課題に対して、前年度中にロシア連邦政府等から入手した資料から翻訳・解析した者について、日本側資料との突合調査が終了した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (出典):業務上取得した計数による。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦後70年を経過し、関係遺族の高齢化が進む状況を踏まえ、抑留中死亡者の早期特定に努める必要がある。 ・ 但し、特定に繋がるかどうかは、ロシア連邦政府等から提供される資料の内容に左右されるため、日本側資料との照合数を目標とする。 (参考1) 平成29年度実績:100%、平成30年度実績:100% (参考2) 令和4年度実績値100%は分母:前年度中に翻訳・解析した件数(1件)、分子:日本側資料との突合調査が終了した件数(1件)から算出したもの。
						100%	100%	100%	100%			
達成手段5		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額									
(18)	戦没者叙勲等の進達等事業 (昭和38年度)	2百万円 1百万円	2百万円 1百万円	2百万円	-	戦没者叙勲等にかかる本人又は遺族等からの照会事項への対応、関係機関との連絡調整、都道府県から進達されるものについて、事務を旧軍関係調査事務等委託費の一部として都道府県に委託し、叙位及び叙勲の適切な事務処理を行う。					2023-厚労-22-0745	
(19)	人事関係等資料整備事業 (平成3年度)	158百万円 95百万円	130百万円 84百万円	131百万円	10, 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料について、日本語に翻訳しデータベース化するとともに、日本側資料との照合調査を行い、抑留中死亡者が特定できた場合には、遺族等へ資料の記載内容等をお知らせする。 ・ 整備保管する旧陸海軍人事関係等資料のデータベースを活用することで、軍歴証明等事務、恩給進達事務及び抑留者調査を円滑に実施でき、また、資料の経年劣化による損傷を防ぎ、永続的な利用が図られる。 					2023-厚労-22-0743	
(20)	旧軍人遺族等恩給進達事務事業 (平成3年度)	45百万円 35百万円	41百万円 33百万円	41百万円	11	旧陸海軍軍人軍属とその遺族から都道府県を通じて提出される各種恩給請求書の内容を、旧陸海軍人事関係等資料に係るデータベースを活用して迅速に審査し、裁定庁である総務省に進達する。また、都道府県に対し恩給進達事務に関する指導を行う。これらの取り組みが、恩給請求書の適切な進達につながっている。					2023-厚労-22-0744	
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度			令和5年度			政策評価実施予定 時期	令和6年度
		12,033,510			11,087,739			10,854,606				
施策の執行額(千円)		10,492,503			9,959,747							
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明				令和4年2月25日		援護施策については、国の責務として、可能な限り多くの御遺骨を収集し、御遺族に早期にお渡しできるよう、全力を尽くします。また、慰霊事業に取り組むとともに、戦傷病者や戦没者遺族に対する年金や特別弔慰金等の支給、中国残留邦人等に対する支援策について、引き続き、きめ細かく実施します。				